

原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性の確保に関する自己申告書

申告日： 令和5年 8月 4日

原子力規制委員会 殿

(所属及び役職) 東芝エネルギーシステムズ株式会社  
シニアエキスパート

(氏名) 前川 治

「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」に基づく自己申告について

- (A) 私の原子力分野における活動は、「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の③. ①から③のいずれにも該当しない活動であることを申告します。
- (B) 私の原子力分野における活動には、「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の③. ①から③のいずれかに該当する、又は該当する可能性のある活動があることを申告します。

(備考)

- 1 上記のいずれか該当する□にチェックしてください。
- 2 (B)に該当する場合には、様式1に従って該当する項目にその内容をご記入の上、提出ください。
- 3 申告日時点で(B)に該当しない場合でも、本自己申告日以降に(B)に該当する活動を行った場合には、その時点で改めて本自己申告書及び様式1をご記入の上、提出ください。
- 4 任命後、様式1に記載された情報は公開の対象とします。電気事業者等との契約等により、非公開とされている情報が含まれる場合には、あらかじめその事項について申告をお願いします。
- 5 氏名欄は、タイプによる印字等で記名してください（署名・押印は必要ありません。）。

(様式 1 )

申告日： 令和 5 年 8 月 4 日

電気事業者等に関する活動概要等

① 任命前直近 3 年間における電気事業者等の役員、従業者等の経歴の有無について

該当の有無	電気事業者等の名称	現在の状況	電気事業者等での地位
<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input checked="" type="checkbox"/> 現在従事 <input type="checkbox"/> 過去（3 年度間）に従事 ( 年～年 )	<input checked="" type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 従業者 <input type="checkbox"/> その他 ( )

② 任命前直近 3 年間における同一の電気事業者等からの、個人として、1 年度あたり 50 万円以上の報酬等の受領の有無について

該当の有無	電気事業者等の名称	提供年度
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		年度

③-1 任命前直近 3 年間における個人の研究及び所属する研究室等に対する電気事業者等からの寄附の有無について

該当の有無	電気事業者等の名称	提供年度	研究テーマ名	使途	金額
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		年度			

※申告者以外の研究室等所属者個人の研究充ての奨学寄付金は対象外です。

③-2 任命前直近 3 年間における個人の研究及び所属する研究室等に対する電気事業者等からの委託・請負事業、共同研究の有無について

該当の有無	電気事業者等の名称	実施年度	契約形態	研究テーマ名	使途	金額
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		年度	<input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 共同研究			

※国の研究の一部として行われる研究事業は対象外です。

( 様式内に収まらない場合には、別葉に御記載願います。 )

原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する  
決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての  
透明性・中立性の確保に関する自己申告書  
(個別事案に係るもの)

申告日： 令和5年 8月 4日

原子力規制委員会 殿

(所属及び役職) 東芝エネルギーシステムズ株式会社  
シニアエキスパート  
(氏名) 前川 治

「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する  
決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての  
透明性・中立性を確保するための要件等について」に基づく自己申告について

- (A) 私の原子力分野における活動は、「原子力規制委員会が、電気事業者等に  
に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有  
識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等に  
について」の4.(1) 及び4.(2) のいずれにも該当しない活動であることを  
申告します。
- (B) 私の原子力分野における活動には、「原子力規制委員会が、電気事業者等  
に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部  
有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等  
について」の4.(1) 及び4.(2) に該当する、又は該当する可能性のある  
活動があることを申告します。

(備考)

- 1 上記のいずれか該当する□にチェックしてください。
- 2 (B)に該当する場合には、様式2に従って該当する項目にその内容をご記入の上、  
提出ください。
- 3 申告日時点で(B)に該当しない場合でも、本自己申告日以降に(B)に該当する  
活動を行った場合には、その時点で改めて本自己申告書及び様式2をご記入の上、提  
出ください。
- 4 申告された情報によっては、会合に参加できない場合があります。
- 5 任命後、様式2に記載された情報は公開の対象とします。当該電気事業者等との契  
約等により、非公開とされている情報が含まれる場合には、あらかじめその事項につ  
いて申告をお願いします。
- 6 氏名欄は、タイプによる印字等で記名してください（署名・押印は必要ありませ  
ん。）。

(様式2)

申告日： 令和5年 8月 4日

電気事業者等に関する活動概要等（個別事案に係るもの）

（1）個別施設の安全性を新たに審査する場合

- ① 任命前直近3年間における当該電気事業者等の役員、従業者等の経歴の有無について

該当の有無	電気事業者等の名称	現在の状況	電気事業者等での地位
<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input checked="" type="checkbox"/> 現在従事 <input type="checkbox"/> 過去（3年度間）に従事 ( 年～年 )	<input checked="" type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 従業者 <input type="checkbox"/> その他 ( )

- ② 任命前直近3年間における同一の当該電気事業者等からの、個人として、1年度あたり50万円以上の報酬等の受領の有無について

該当の有無	電気事業者等の名称	提供年度
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		年度

（2）個別施設の過去の審査結果そのものについて再度審査する場合

- ① 上記（1）に加え、過去の当該個別事案に係る審査への関与の有無について

該当の有無	関与の時期	関与の形態
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	年～年	

（様式内に収まらない場合には、別葉に御記載願います。）

「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」4. ただし書きに相当する事由について

東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会（以下「事故分析検討会」という。）においては、東京電力福島第一原子力発電所事故の各事象の発生要因等に係る調査・分析の具体的な内容について検討している。

その検討に当たり必要となる原子炉設備設計、事故時の原子炉挙動に係る技術的・専門知識を有する者は限られていることから、「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」（平成24年10月10日、原子力規制委員会）における「4. 除外要件とする事項」のただし書きに相当する事由があるものと判断し、東芝エネルギー・システムズ（株） 前川 治 シニアエキスパートを事故分析検討会の構成員とする。

（参考）

原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について（抜粋）

4. 除外要件とする事項

原子力安全規制に係る一般的な事案ではなく、電気事業者等の個別施設に係る事案（以下「個別事案」という。）に関し専門的見地から意見を求める外部有識者を検討会等の構成員として任命するときは、当該有識者に別添1に従い、上記3. ①から③のいずれか該当するものについて自己申告を求めるに加え、更に当該有識者に別添2に従い、次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて自己申告を求め、いずれにも該当しない者のうちから外部有識者を選定し、構成員として任命するとともに、任命後、それらの情報を公開する。ただし、個別事案により意見を求める特定の専門分野の外部有識者が限られている場合など、相当の事由があると原子力規制委員会が認めるものについては、この限りではない。

なお、その場合については、その事由を公開する。